

神健保発第 58 号
令和 7 年 9 月 12 日

事 業 主 様
ご 担 当 者 様

神奈川県建設業健康保険組合
理 事 長 小 俣 務
(公 印 省 略)

マイナンバーカードの保険証利用登録についてご協力をお願い

平素より当健康保険組合の事業運営に格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険証の新規交付が廃止され、令和 7 年 12 月 2 日以降は、現行の健康保険証の使用が一斉に廃止となり、マイナ保険証の利用が原則となります。

現在マイナ保険証をお持ちでない加入者様には、「資格確認書」の交付を予定しておりますが、対象者が多いほど、配布作業や、郵送等の事業所様の事務負担が大きくなってしまいます。また、「資格確認書」の保有者が、資格喪失や扶養削除となった場合や、氏名変更等の記載事項に変更が生じた場合は、有効期限内の資格確認書を回収・返納する作業も発生します。

マイナ保険証で受診すれば、医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」の申請が不要になる等のメリットもございます。当健康保険組合といたしましては、資格確認書の交付前に一人でも多くの加入者様に、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていただきたく、ご協力をお願いをさせていただきました。

裏面に続く

つきましては、同封のリストに記載されている加入者様へ、
「マイナンバーカードの保険証利用登録のお願いについて」「リーフレット」の2点をお渡しください。

お忙しいところ、お手数をおかけして申し訳ありませんが、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※マイナ保険証とは、マイナンバーカードに健康保険証登録をしたものです。

※リストに記載されている対象者は、令和7年7月末時点で資格確認書の交付が必要な対象者になります。

1, マイナンバーカードと健康保険証の紐づけをしていない(マイナンバーカードを持っていない者を含む)、2, 電子証明書期限切れ等の事由に該当する方が対象となります。